

消費税の軽減税率制度に関するQ &A (個別事例編)

平成31年(2019年)10月1日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ &A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様に理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成28年4月

(平成30年1月改訂)

国税庁消費税軽減税率制度対応室

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 60 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。

これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【 答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則34①一口、改正令附則3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成28年財務省告示第100号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円≤640円 (累計500円)	550円≤640円 (累計1,050円)	500円≤640円 (累計1,550円)	640円≤640円 (累計2,190円)	= 2,190円(1,550円)

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円≤640円 (累計500円)	550円≤640円 (累計1,050円)	500円≤640円 累計対象外	640円≤640円 (累計1,690円)	= 2,190円(1,690円)

(学生食堂)

問 61 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

【 答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません(改正法附則34①一イ、改正令附則3②三)。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【 参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問 62 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【 答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません(消法6①、消法別表1六、消令14)。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一口)。

(飲食料品の提供に係る委託)

問 63 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。【平成29年1月追加】

【 答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています(改正法附則34①一口、改正令附則3②一)。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である

有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象
となりません(軽減通達13)(問60(有料老人ホームの飲食料品の提供)参照)。

有料老人ホームにおける軽減税率の扱いについて

○有料老人ホームについては、下記の要件をいずれも満たす食費が軽減税率の対象となる

■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

例 640円 → 8%

650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、書面により累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

1,920円

例1 朝食 640円 昼食 640円 夕食 640円

8% 8% 8%

例2 朝食 640円 昼食 640円 間食 300円 夕食 640円

8% 8% 8% 10%

例3 朝食 640円 昼食 640円 間食 300円 夕食 640円

8% 8% 10% 8%

※間食を軽減税率の対象としないことを書面により明らかにしている場合

関係法令

○消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)(抄)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

別表第一(第 2 条関係)

一 飲食料品(食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)

イ (略)

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)

二 (略)

○消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)(抄)

(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)

第 2 条の 4 (略)

2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供(財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。

一 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項(届出等)の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム(次号に掲げる施設に該当するものを除く。) 当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者(財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。) に対して行う飲食料品の提供

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 6 条第 1 項(登録の申請)に規定する登録を受けた同法第 5 条第 1 項(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三～七 (略)

○消費税法施行規則(昭和 63 年大蔵省令第 53 号)(抄)

(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

第 1 条の 2 令第 2 条の 4 第 2 項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 60 歳以上の者
- 二 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けている 60 歳未満の者
- 三 前 2 号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前 2 号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号)附則第 3 条第 2 項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成 28 年 3 月財務省告示第 100 号)(抄)

消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号)附則第 3 条第 2 項(有料老人ホーム等の施設の範囲等)に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者(以下「設置者等」という。)が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供(同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。)の対価の額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項(課税標準)に規定する対価の額をいう。以下同じ。)が 1 食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 99 号)別表第一の 1(1)に規定する金額(同表第一の 1 の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。)以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に 3 を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。)をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。

○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)

別表

食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一 食事療養

1 入院時食事療養(I)(1 食につき)

(1) (2)以外の食事療養を行う場合 640 円

(2) (略)

■高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A (2018年11月2日版)

質問	回答
<p>《軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供の概要》</p> <p>【問1】軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供とはどのようなものですか。</p>	<p>軽減税率の適用対象となる有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（以下「高齢者向け住まい」といいます。）において行う飲食料品の提供とは、</p> <p>① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者（以下「設置者等」といいます。）が、当該有料老人ホームの入居者（60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者と同居している配偶者に限られます。）に対して行う飲食料品の提供、又は、</p> <p>② 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者等が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供</p> <p>のうち、それぞれの施設の設置者等が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもので、その累計額が1,920円に達するまで^(※)の飲食料品の提供をいいます。</p> <p>※累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合には、その方法によることとされています。</p>
<p>《軽減税率の適用対象に高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供が含まれている趣旨》</p> <p>【問2】高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供が軽減税率の適用対象とされているのはなぜですか。</p> <p>また、1食あたり640円以下の金額基準が設けられたのはなぜですか。</p>	<p>高齢者向け住まいで提供される食事は、当該施設で日常生活を営む入居者の求めに応じて、入居者が指定した場所（当該施設）において施設設置者等が調理等をして提供するものですから、一義的には、標準税率（10%）が適用される「ケータリングサービス」に該当すると考えられます。しかし、原則、こうした飲食料品の提供は、通常の「ケータリングサービス」のように自らの選択で受けるものではなく、日常生活を営む場において他の形態で食事をとることが困難なことから、入居者はこれらの施設設置者等が提供する飲食料品を食べざるを得ないという事情があるため、一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象としたものです。</p> <p>※ 高齢者向け住まいの居室において行われる飲食料品の提供も、食堂等で行われる飲食料品の提供も、どちらも、一定の要件を満たすものは軽減税率の適用対象となります。</p> <p>また、金額基準については、上記趣旨及び標準税率が適用される外食との間のバランスを考慮し、設けたものになります。具体的な金額基準については厚労省告示である「入院時食事療養費算定基準」を引用しています。</p>
<p>《軽減税率の適用対象となる入居者の範囲》</p>	

<p>【問3】 次の者に対し高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。</p> <p>○介護保険法に基づき「短期利用特定施設入居者生活介護」を適用する短期入居利用者</p> <p>○介護保険を利用せず全額自費にて短期入居利用する入居者</p> <p>○入居契約前の体験入居として短期間、高齢者向け住まいを利用する者</p>	<p>高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う一定の金額以下の飲食料品の提供という要件を満たす限り、軽減税率の適用対象となります。</p> <p>※「特定施設入居者生活介護」（介護保険法8⑩）に係る、飲食料品の提供に要する費用は他の居宅サービス費と異なり消費税課税とされています。</p> <p>また、入居契約前の体験入居をする者は、入居者と同じサービス（注）を受けている場合には「入居者」に該当することから、高齢者向け住まいの設置者等が体験入居する者に対し当該施設において行う一定の金額以下の飲食料品の提供は軽減税率の適用対象となります。</p> <p>（注）老人福祉法第29条第1項に規定する介護等又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスをいいます。</p>
<p>《飲食料品の提供方法》</p>	
<p>【問4】 高齢者向け住まいの食堂で飲食料品を提供する場合と、居室に配膳し居室で飲食料品を提供する場合で軽減税率の適用関係に差異はありますか。</p>	<p>高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う一定の金額以下の飲食料品の提供は軽減税率の適用対象となりますが、その設置者等が行う飲食料品の提供方法について、食堂で飲食料品を提供した場合と、居室に配膳し居室で飲食料品を提供した場合とでその取扱いは変わりません。</p>
<p>《入居者以外も利用可能な食堂での飲食料品の提供》</p>	
<p>【問5】 高齢者向け住まいが経営する食堂が、来訪者（入居者に面会で来訪した家族や友人等）へ提供する飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。</p> <p>また、食堂において利用者が入居者か否かをどのように見分ければ良いですか。</p>	<p>高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う一定の金額以下の飲食料品の提供は軽減税率の適用対象となりますが、入居者の範囲は入居者及び入居者と同居している配偶者（同居者も入居者である必要があります）に限られます。したがって、高齢者向け住まいの設置者等が来訪者へ行う飲食料品の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象外となります。</p> <p>入居者か否かをどのように見分けるかについて、入居者以外も利用できる食堂で飲食料品を提供する場合には、「利用者が入居者であるか」、「利用者が入居者であってもその飲食料品を入居者自ら飲食するか（家族も含めて購入していないか）」といった事実（意思）の確認を行う必要があります。その事実（意思）の確認方法について、例えば「入居者以外の方（家族など）が利用・飲食する場合はお申し出しください」と食堂内に掲示するといった方法があります。</p>
<p>《金額基準の判定①》</p>	

【問6】入居者との契約において、次のように「食料費」と「厨房管理費」の金額がそれぞれ定められている場合、その両方が軽減税率の適用対象となりますか。

《事例1》
 厨房管理費は月額定額 27,600円。食料費は朝食 200円/食、昼食 240円/食、夕食 240円/食。

《事例2》
 厨房管理費は月額定額 27,600円。食料費は朝食 300円/食、昼食・夕食 400円/食。

また、高齢者向け住まいの共用部の維持・管理に係る「管理費」に「厨房管理費」が含まれているものの明確に区分できない場合、どうすれば良いですか。

契約において「食料費」と「厨房管理費」が区分されていたとしても、食材の調達や厨房施設の利用は飲食料品の提供に伴って行うものであることから、「食料費」と「厨房管理費」の合計額が飲食料品の提供の対価と認められ、一定の金額以下という要件を満たす限り、その全体が軽減税率の適用対象となります。具体的な適用税率の判定は次のとおり行うこととなります。

事例1のケース

・ 27,600円 × 12月 ÷ 365日 ÷ 3食 ≒ 302円/食^(注)
 朝 502円 (200円+302円)、昼・夕 各 542円 (240円+302円)
 朝食 (軽減) 昼食 (軽減) 夕食 (軽減) 合計 (内軽減税率適用対象)
 $502 \leq 640$ $542 \leq 640$ $542 \leq 640$ = 1,586 (1,586 ≦ 1,920)
 (累計 502) (累計 1,044) (累計 1,586)

(注) 軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいで行われる飲食料品の提供は「1食あたり640円(税抜き)以下」で「1日あたり」の累計額が1,920円(税抜き)に達するまで(税抜きの)ものとされています。そこで、食費として契約等で月額が定められている場合には、月額を年間の金額に引き直した上で1日(1食)あたりの金額を算定する等、合理的と認められる方法により日額等を計算します。具体的には次のような計算方法があります(いずれの計算方法によっても差し支えありません)。

(例) 「一日3食・月額54,000円」で、例えば、2月の日数が28日の場合
 ・ 54,000円 ÷ 28日 = 1,928円/日 (>1,920円)
 ・ 54,000円 × 12月 ÷ 365日 = 1,775円/日 (≦1,920円)

事例2のケース

・ 27,600円 × 12月 ÷ 365日 ÷ 3食 ≒ 302円/食
 朝 602円 (300円+302円)、昼・夕 各 702円 (400円+302円)
 朝食 (軽減) 昼食 (標準) 夕食 (標準) 合計 (内軽減税率適用対象)
 $602 \leq 640$ $702 > 640$ $702 > 640$ = 2,206 (1,602 ≦ 1,920)
 (累計 602) (累計 602) (累計 602)

(注) この場合、月額定額の厨房管理費の一部(朝食分)が軽減税率適用対象となり、残り(昼食・夕食分)が軽減税率適用対象外となります。

契約において飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が共用部の維持・管理についての費用(管理費)に含まれている場合であっても、飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が明らかでない場合には、上記の事例のとおり「食料費」と「厨房管理費」を合計して飲食料品の提供に係る対価の額を明らかにする必要があります。その上で、飲食料品の提供に係る対価の額が、一定の金額以下という要件を満たすものであればその金額は軽減税率の適用対象となります。他方、ご質問のように「管理費」に含まれる「厨房管理費」が明らかでない場合に、別途区分することまで求めるものではありません。その場合には、「食料費」のみを消費税法上の飲食料品の提供の対価の

	<p>額の累計額の計算の対象とすることを書面により明らかにして、「1食あたり640円（税抜き）以下」の判定を行うことができます。</p>																								
<p>《金額基準の判定②》</p> <p>【問7】入居者との契約において、次のように「欠食」に関する定めがある場合、1食あたり640円以下等の金額基準はどのように計算すればよいですか。</p> <p>《事例》</p> <p>日額固定金額（2,100円/日）を定めており、欠食割引（1回300円割引）の定めがある場合</p>	<p>高齢者向け住まいの設置者等が飲食料品の提供を行う予定であったものについて、入居者の事情により、その提供を受けないもの（以下「欠食」といいます。）が一部にあったとしても、その対価の支払いが行われる（欠食割引がある場合を含みます）ときは、設置者等が提供した飲食料金を単に入居者が飲食しなかったものといえます。したがって、当該欠食に係る対価の額については、飲食料品の提供に係る対価の額にほかならないことから、原則として、1日（1食）あたりの金額の計算対象に含め、累計額等の計算を行います。</p> <p>具体的な適用税率の判定は次のとおり行うこととなります</p> <p>（例）ご質問のケース</p> <p>※この場合、朝・昼・夕食の内訳は2,100円÷3食＝700円となります。</p> <p>①欠食がなかった場合</p> <table border="1" data-bbox="718 560 861 1523"> <tr> <td>朝食（標準）</td> <td>昼食（標準）</td> <td>夕食（標準）</td> <td>合計（内軽減税率適用対象）</td> </tr> <tr> <td>700 > 640</td> <td>700 > 640</td> <td>700 > 640</td> <td>= 2,100 (0 ≤ 1,920)</td> </tr> <tr> <td>(累計0)</td> <td>(累計0)</td> <td>(累計0)</td> <td></td> </tr> </table> <p>②朝食を欠食した場合</p> <table border="1" data-bbox="877 560 1021 1523"> <tr> <td>朝食（軽減）</td> <td>昼食（標準）</td> <td>夕食（標準）</td> <td>合計（内軽減税率適用対象）</td> </tr> <tr> <td>400 (700-300)</td> <td>700 > 640</td> <td>700 > 640</td> <td>= 1,800 (400 ≤ 1,920)</td> </tr> <tr> <td>(累計400)</td> <td>(累計400)</td> <td>(累計400)</td> <td></td> </tr> </table>	朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）	700 > 640	700 > 640	700 > 640	= 2,100 (0 ≤ 1,920)	(累計0)	(累計0)	(累計0)		朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）	400 (700-300)	700 > 640	700 > 640	= 1,800 (400 ≤ 1,920)	(累計400)	(累計400)	(累計400)	
朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）																						
700 > 640	700 > 640	700 > 640	= 2,100 (0 ≤ 1,920)																						
(累計0)	(累計0)	(累計0)																							
朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）																						
400 (700-300)	700 > 640	700 > 640	= 1,800 (400 ≤ 1,920)																						
(累計400)	(累計400)	(累計400)																							
<p>《金額基準の判定③》</p> <p>【問8】入居者との契約において飲食料品の提供の対価の額の「定めがある場合」と「定めがなく食堂に掲示された価格で食事を注文する場合」で軽減税率の適用判断等に差異はありますか。</p>	<p>契約において食事の価格が定められている場合と、契約に定めがなく食堂に掲示された価格で食事を注文する場合とで、取扱いが変わることはなく、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う一定の金額以下の飲食料品の提供という要件を満たす限り、軽減税率の適用対象となります。この場合において、高齢者向け住まいの設置者等が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の金額（税抜き）が1食640円以下であるものうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の適用対象となります。</p> <p>なお、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにした場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。例えば、「食堂に掲示された価格で注文する食事」は軽減税率の累計額の計算の対象としないことを、あらかじめ入居者に書面により明らかにした場合には、「食堂に掲示された価格で注文する食事」を除いて累計額を計算することとなります。</p>																								

定しない限り、この飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となります。
 売店で行われる「飲食料品の譲渡」は、上述のとおり軽減税率の適用対象とされますが、この「飲食料品の譲渡」は金額基準の判定が必要な高齢者向け住まいにおいて行う「飲食料品の提供」ではありませんので、1食あたり640円以下等の金額基準の判定を行う必要はありません。

《飲食料品の提供に係る委託》

【問 12】高齢者向け住まいの設置者等が、給食サービス業者に調理業務を委託している場合、入居者に対する飲食料品の提供は軽減税率の適用対象となりますか。

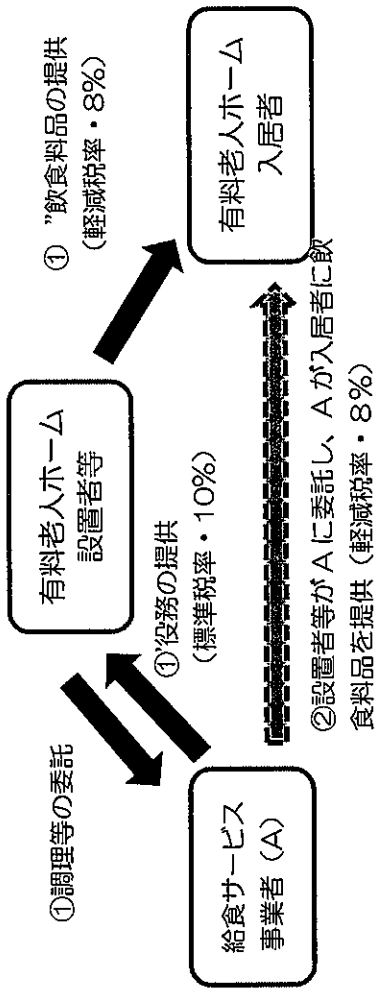
また、入居者と設置者等が飲食料品の提供を第三者(A)に行わせる基本契約を締結した上で、設置者等が飲食料品の提供をAに委託し、入居者はAと飲食料品の提供契約を締結している場合であっても入居者に対する飲食料品の提供は軽減税率の適用対象となりますか。

高齢者向け住まいの設置者等が、給食サービス業者に当該施設の入居者に対する飲食料品の提供に係る調理等を委託している場合(図中①取引)であっても、飲食料品の提供は、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対して行うものと認められることから、金額基準を満たさず(図中①')。なお、受託者たる給食サービス業者の行う調理等に係る役務の提供は、委託者たる当該設置者等に対する役務の提供になりますので、軽減税率の適用対象外となります(図中①')。

また、高齢者向け住まいの設置者等が、給食サービス業者に入居者に対する飲食料品の提供を委託する基本契約を締結した上で、当該給食サービス業者が入居者に飲食料品の提供を行う場合(図中②取引)においては、飲食料品の提供は、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対して行うものと認められ、金額基準を満たさず限り、軽減税率の適用対象となります。

これに対し、当該給食サービス業者が入居者に飲食料品の提供を行う場合であっても、高齢者向け住まいの設置者等が給食サービス業者に飲食料品の提供を委託する契約を締結していない場合には、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対して行う飲食料品の提供とは認められませんので、軽減税率の適用対象外となります。

※なお、高齢者向け住まいの設置者等と給食サービス業者に資本関係(100%子会社など)があったとしても両社は別法人であり、上記の考え方は、基本的に変わりません。



《入居者が購入する宅配弁当》

【問 13】入居者が外部事業者と契約し、弁当を宅配してもらっている場合、入居者が支払う弁当代金は、軽減税率の適用対象となりますか。

入居者が外部事業者と契約し、外部事業者が弁当を入居者の指定した場所まで単に届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（1食640円以上でも対象です。）。ただし、その弁当等の配達後に給仕等の役務の提供が行われる場合には、いわゆる「ケータリング・出張料理」に該当し、軽減税率の適用対象外となります。

《半調理された食材の購入》

【問 14】セントラルキッチン方式で、外部業者から半調理された食材を高齢者向け住まいる施設置者等が購入している場合、この食材代金は軽減税率の適用対象となりますか。

セントラルキッチン（学校・病院等で提供する料理の調理を一手に行う施設。例：給食センター）方式で、調理委託契約に基づき受託業者が調理した食材を購入しているようときは、受託業者が行う役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象外となります。
※高齢者向け住まいる施設置者等が、食材（切り分け等、簡易な加工サービスを、別途対価を収受することなく行ったものを含む）を単に購入する場合には「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（1食640円以上でも対象です。）。